

小規模保育事業ヒーローズ旭保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	株式会社キッズ1ハート
所在地	兵庫県尼崎市椎堂1丁目1-8-2階
電話番号	06-6415-7681
代表者氏名	代表取締役 鈴木 謙太郎

2 事業所の概要

施設の種類	小規模保育事業A型
施設の名称	ヒーローズ旭保育園
施設の所在地	大阪市旭区新森4-23-8 Villetta 新森公園1階
連絡先	電話番号 06-6955-3788 FAX 06-6955-3789
管理者	園長 藤本 郁子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認可定員	0歳児 2人 1歳児 8人 2歳児 9人
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 3人
開設年月日	平成30年4月1日

3 事業の目的・運営方針

1 ヒーローズ旭保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法及び以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

2 「当園」は、地域に根ざした子育て支援を行う。

3 保育理念

子ども達が一人の人格として尊重され現在を最もよく生きるために、保育園と保護者、地域全体が共に手を取り合い安全で安心できる環境をつくり、子ども達の最善の利益を考え創意工夫を図る。

保育方針

①一人、一人の子どもの家庭環境、発達過程に配慮して、乳幼児期にふさわしい生活の場を、豊かにつくりあげる保育を行う

②子どもが健康、安全で過ごせる環境を作り、子どもの心をしっかり受け止め、様々な活動や、体験を通して、豊かな心、意欲、主体性が育つよう援助する。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨造4階建のうち1階
	延べ面積	112.37 m ²
屋外遊戯場		代替場所：新森中央公園 8,809 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
0歳児室	1室	9.9 m ²
1歳児室	1室	31.78 m ²
2歳児室	1室	17.84 m ²
その他	調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117号）を踏まえ、特定教育・保育及び時間外保育の提供その他の便宜の提供を行います。

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和8年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
保育責任者	施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を行う	1	1	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	7	3	4	
保育従事者	保育士を助け、園児の保育を行う	1	0	1	
栄養士	栄養指導 給食、おやつを調理する	1	1	1	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯 (7:30~16:30) (10:30~19:30)
保育責任者	正規の勤務時間帯 (10:00~18:00)
保育士	正規の勤務時間帯 (7:30~19:00)
保育従事者	正規の勤務時間帯 (9:00~16:00)
調理員	正規の勤務時間帯 (8:00~17:00)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

家庭保育協力日として、年度末や土曜日等において午前保育等の協力を求める場合がありますが、保育の必要がある方はお知らせください。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時15分頃	
1歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時20分頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時20分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

ア 新森幼稚園

運営主体	学校法人大阪聖心学院
所在地	大阪市旭区新森3丁目3-35
連携内容	・集団保育を体験させるための機会の設定 ・代替保育の提供 ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入
電話番号	06-6954-5344

卒園後、保育園への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、御希望の保育園に入園できない場合もありますので御了承ください。

イ 大阪市立森小路保育所

運営主体	向日葵福社会
所在地	大阪市旭区森小路2丁目5-29
連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・集団保育を体験させるための機会の設定 ・代替保育の提供 ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入
電話番号	06-6951-6283

保護者が住んでいる市町村への利用申込みが必要となりますが、連携施設の受入枠の中で当該施設を希望される場合、優先的に入所できます。

ウ ゆめの樹保育園

運営主体	社会福祉法人三養福社会
所在地	大阪市城東区今福西6丁目6-30
連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・集団保育を体験させるための機会の設定 ・代替保育の提供 ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入
電話番号	06-6934-6001

保護者が住んでいる市町村への利用申込みが必要となりますが、連携施設の受入枠の中で当該施設を希望される場合、優先的に入所できます。

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、口座振替をさせていただきます。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	大阪旭こども病院
医院長名又は医師名	小児科医 山口 正
所在地	大阪市旭区新森4丁目13-17
電話番号	06-6952-4771

(2) 歯科

医療機関の名称	ココデンタルクリニック
医院長名又は医師名	院長 井上 優子
所在地	大阪市旭区新森3丁目16-22
電話番号	06-6180-8907

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 有 ・消火器 有 ・非常警報器具・設備 無 ・誘導灯 有 ・スプリンクラー 無 ・避難器具 無 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 藤本 郁子		
	・ご利用時間 8:30 ~ 18:30		
相談窓口	・電話番号 080-4215-5931		
	F A X	06-6955-3789	
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。			
第三者委員	小林重雄	電話番号 06-6952-1291	自治会長

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付 医療費 障害見舞金 死亡見舞金
保険金額	最高 4000 万円

保険の種類	公益財団法人スポーツ安全保険
保険の内容	傷害保険 賠償責任保険
保険金額	傷害保険入院 4,000 円/日 通院 1,500 円/日

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	1人	0人	1人
1歳児	8人	9人	9人
2歳児	8人	9人	5人

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和7年度実施	適正な評価をいただきました
自己評価の実施状況	毎年度実施	適正

- 23 子ども・子育て支援法第 51 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 57 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）
なし

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
アプラス手数料	口座振替手数料	月額	125 円
帽子代		一個	1,150 円
体操服代		一枚	1,840 円
連絡帳代	おおむね 3 か月ごと	一冊	200 円
日本スポーツ振興センター保険料	一般児童の場合		310 円
	要保護児童の場合		30 円
日本安全保険料			800 円

2 時間外保育に係る利用者負担

- (1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料
月額 7,000 円
30 分あたり 400 円
- (2) 保育短時間認定に係る時間外保育料
30 分あたり 300 円

※ 当園は、上記費用を合算して口座振替にて徴収します。
領収書の発行は省略します。